

デイサービスの見直しに係るQ&A

【夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合】

問1 本市では指定通所介護の事業の用に供する設備は「専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない」(基準省令第95条第2項)こと、また、指定通所介護の提供に支障を来たすおそれがあることから、指定通所介護の設備を利用しての宿泊サービスの提供は認めていない。「宿泊サービス」を介護保険法の枠内にて規定することは、「指定通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供すること」の実施を公的に認めることとなるが、指定権者として、「宿泊サービス」の実施を認めなければならないのか。それとも、指定権者の判断で「宿泊サービス」の実施そのものを認めないことは可能か。

(答)

- 1 指定通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを実施している事業所について、省令を改正し届出を求めることとする趣旨は、泊まりの環境が十分でない等の問題点が指摘される中で、宿泊サービスが実施されている場合、利用者保護の観点から、通所介護の利用者に対するサービス提供に支障がないかどうかを指定権者が適切に判断できるように、宿泊サービスの実態を把握する必要があるためである。
- 2 他方、指定通所介護事業所の設備を利用する介護保険制度外の宿泊サービスについて、指定通所介護の利用者に対するサービス提供に支障があると認められる場合には、指定通所介護事業所の設備を利用することを認めないとするのが可能であることについては、従来と同様である。
- 3 なお、「指定通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供すること」は、あくまでも介護保険外で実施されるものであり、指定通所介護の設備を目的外に使用することについて届出等の対象とするものであって、介護保険法の枠内に位置付けようとするものではない。

【夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合】

問2 平成27年4月から指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事等に届け出ることとしているが、地域密着型通所介護で行われる場合の届出先は市町村長と考えてよろしいか。

(答)

お見込みのとおり。

なお、小規模の通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行時期は平成28年4月1日であることから、それまでの間、届出先は都道府県知事となることに留意されたい。

【夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合】

問3 来年度から総合事業に移行する介護予防通所介護についても、平成30年3月までの経過措置期間中に「宿泊サービス」を実施する場合は指定権者への届出が必要か。

(答)

予防給付に係る経過措置期間中の平成30年3月末までの間に、介護予防通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを実施する場合には、指定権者の都道府県知事への届出が必要である。